第586回企業会計基準委員会

資料番号 **審議事項(1)-1**

日付 **2026年10月20日**

プロジェクト **継続企業に関する会計基準の開発**

項目 **本日の審議事項**

本日の審議事項

1. 2024年6月に、当委員会は、日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管を行うプロジェクトの一環で「継続企業及び後発事象に関する調査研究」を公表した。この調査研究の結果を踏まえ、第51回企業会計基準諮問会議（2024年7月24日開催）において継続企業に関する会計基準の開発について新規テーマとすることについて諮ったところ、第530回企業会計基準委員会（2024年7月30日開催）において企業会計基準諮問会議から当該会計基準の開発を新規テーマとすることが提言された。

2. 前項に記載した企業会計基準諮問会議からの提言を受け、第531回企業会計基準委員会（2024年8月20日開催）において、継続企業に関する会計基準の開発を新規テーマとすることを決定した。

3. 第541回企業会計基準委員会（2025年2月17日開催）においては、継続企業に関する会計基準の開発を次のとおり進めることとし、特段の異論は聞かれなかった。

   (1) フェーズ1（本プロジェクトの範囲）：日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」（以下「報告第74号」という。）を当委員会の会計基準に移管することが優先的な課題であるため、報告第74号で定めている内容のうち会計に関する定めの内容を基本的にはそのまま移管する。また、継続企業の前提の評価期間の起点を「貸借対照表日」から「財務諸表の公表の承認日」へ変更するかどうか[1]については、IFRS会計基準の取扱いも見つつ検討を行う。

   (2) フェーズ2：継続企業の前提に関する判断基準を定めるかどうかについては、会計基準の公表後に検討を実施する。

4. その後、以下の検討を行った。

企業会計基準委員会	検討事項
第566回（2025年12月25日開催）	・前項の開発方針を踏まえ、仮に報告第74号について継続企業の前提の評価期間の起点を変更せずにそのまま移管した場合の移管対象などの検討

---

[1] 2025年12月15日に日本公認会計士協会より、「監査基準報告書570「継続企業」の改正について」（公開草案）が公表されており、継続企業の評価期間（12か月）の開始日を「財務諸表の承認日」の翌日に変更するなどの変更が提案されている。

第572回（2026年3月11日開催）	・継続企業の前提の評価期間の開始日を変更せず報告第74号等を移管する場合の会計基準（案）を開発する方向性 ・会計基準（案）等の文案の検討
第573回（2026年3月26日開催）	・継続企業の前提に関する評価期間の開始日の検討 ・継続企業の前提に関する評価期間の開始日を変更した場合の注記の検討
第580回（2026年6月29日開催）	・継続企業に関する会計基準の文案の検討
第581回（2026年7月23日開催）	・継続企業に関する会計基準の文案の検討 ・継続企業に関する会計基準の適用指針の文案の検討
第582回（2026年8月10日開催）	・企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」における財務諸表の公表の承認日に関する定義の検討 ・継続企業に関する会計基準の文案の検討 ・継続企業に関する会計基準の適用指針の文案の検討
第583回（2026年9月3日開催）	・継続企業に関する会計基準等の適用時期及び経過措置 ・企業会計基準公開草案（企業会計基準第41号の改正案）「後発事象に関する会計基準（案）」の文案の検討 ・継続企業に関する会計基準の文案の検討
第584回（2026年9月17日開催）	・継続企業に関する会計基準の文案の検討 ・継続企業に関する会計基準の適用指針（案）の文案の検討 ・企業会計基準公開草案（企業会計基準第41号の改正案）「後発事象に関する会計基準（案）」の文案の検討 ・企業会計基準適用指針公開草案（企業会計基準適用指針第35号の改正案）「後発

	事象に関する会計基準の適用指針（案）」の文案の検討 ・コメントの募集及び本公開草案の概要の文案の検討
第 585 回（2026 年 10 月 5 日開催）	・継続企業に関する会計基準の文案の検討 ・継続企業に関する会計基準の適用指針（案）の文案の検討 ・企業会計基準公開草案（企業会計基準第 41 号の改正案）「後発事象に関する会計基準（案）」の文案の検討 ・企業会計基準適用指針公開草案（企業会計基準適用指針第 35 号の改正案）「後発事象に関する会計基準の適用指針（案）」の文案の検討 ・コメントの募集及び本公開草案の概要の文案の検討

5. 本日は、これまでの審議を踏まえ、以下について公表の承認に関するご審議を頂きたい（(1)から(4)の公開草案が公表議決の対象となる。）。なお、第 585 回企業会計基準委員会（2026 年 10 月 5 日開催）以降に行った修正は、参考資料としている修正履歴付の資料をご参照頂きたい（第 585 回企業会計基準委員会以降に修正を行ったファイルのみ参考資料を付している。）。

(1) 企業会計基準公開草案「継続企業に関する会計基準（案）」（審議事項(1)-2）

(2) 企業会計基準適用指針公開草案「継続企業に関する会計基準の適用指針（案）」（審議事項(1)-3）

(3) 企業会計基準公開草案（企業会計基準第 41 号の改正案）「後発事象に関する会計基準（案）」（審議事項(1)-4）

(4) 企業会計基準適用指針公開草案（企業会計基準適用指針第 35 号の改正案）「後発事象に関する会計基準の適用指針（案）」（審議事項(1)-5）

(5) 「コメントの募集及び本公開草案の概要」（審議事項(1)-6）

6. なお、第 585 回企業会計基準委員会で聞かれた意見については、審議事項(1)-7 に記載している。

以　上